

農事組合法人が分配する従事分量配当の 損金算入等《法人税》

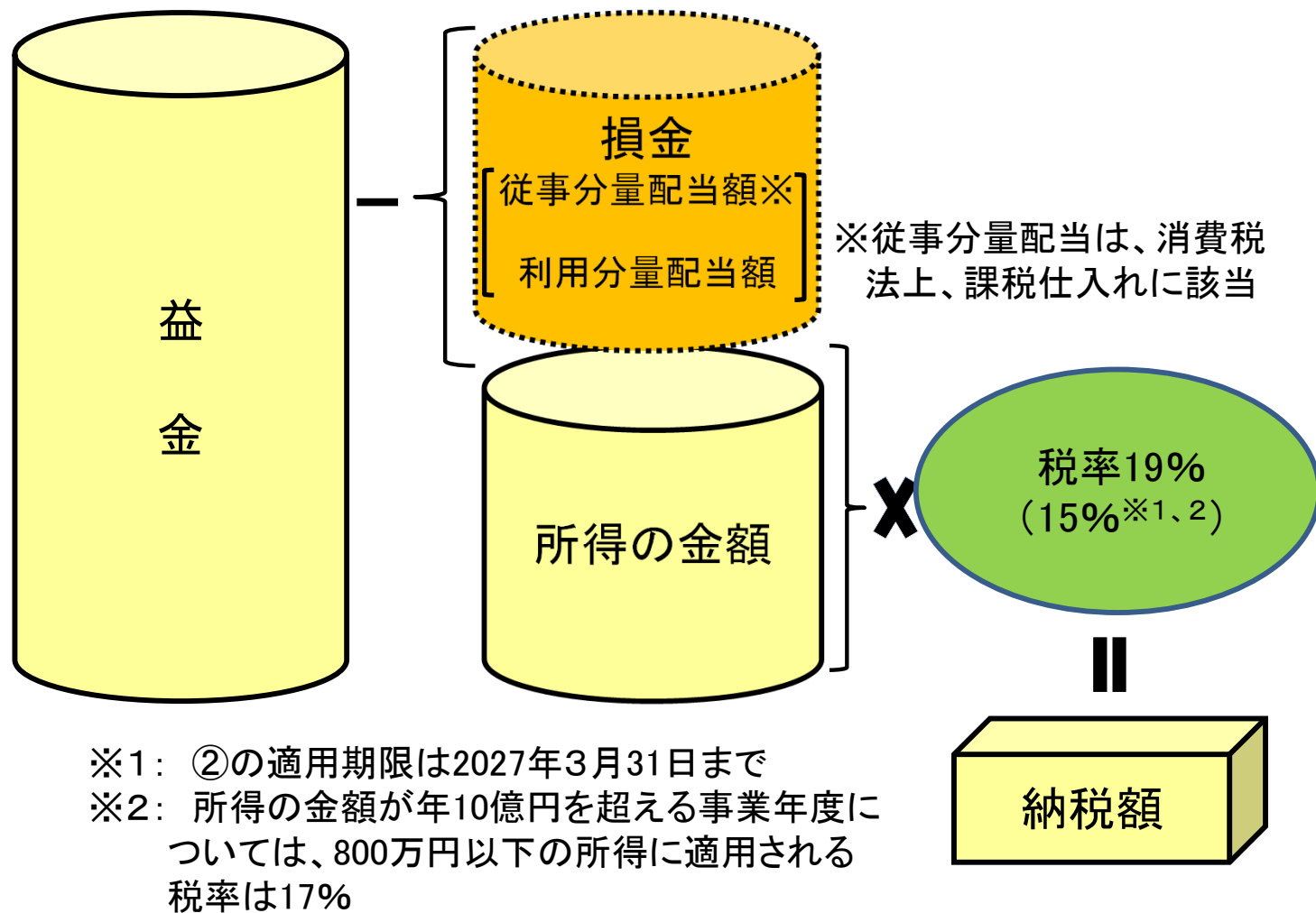
1. 対象者

農業の経営を行う農事組合法人で、その事業に従事する組合員に対して確定給与を支払わず、剰余金の配当を従事分量又は利用分量の割合に応じて支払う法人。

(法人税法第60条の2、第66条、租税特別措置法第42条の3の2)

2. 内容

- ① 従事分量配当及び利用分量配当は所得の計算上損金に算入。
- ② 法人税については軽減税率19%(800万円以下の所得については15%※1、2)を適用。



担当部署
お問い合わせ先

農林水産省経営局協同組織課組織・調査班
(代表)03-3502-8111(内線)5225
(直通)03-3502-6663

〔 参 考 〕

1 法人税の税率（法第66条、租特法第42条の3の2）

項 目	普通法人	中小企業 （資本金 1 億円以下）	農事組合法人 （協同組合等）
法 人 税	2 3 . 2 %	2 3 . 2 %	1 9 %
法人税法上による 800万円以下の所 得に対する税率	—	1 9 %	—
租 税 特 別 措 置 に よる800万円以下 の 所 得 に つ い て、2027年3月 31日までの間の 税率	—	1 5 % 〔所得の金額が年10億円を 超える事業年度について は17%〕	1 5 % 〔所得の金額が年10億円を 超える事業年度について は17%〕

2 法人税法別表第3 協同組合等（第2条関係）

農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）

3 農事組合法人が協同組合等となるかの判定（基本通達14-2-4）

- (1) 事業に従事する組合員には、組合の役員又は事務に従事する組合員を含まない。したがって、役員又は組合員に対し事務に係る賃金（給与）を支給しても除外されない。
- (2) 事業に従事する組合員に対し、当該事業年度の剰余金処分によりその従事分量配当金が確定するまでの間仮払金、貸付金等として経理した場合には、給与として支給されたものとはしない（確定払いとした場合は普通法人となる）。
- (3) 事業に従事する組合員に対し、通常の自家消費の程度を超えて生産物等を支給した場合は、その支給が給与の支払と認定される（普通法人となる）。

4 農事組合法人の剰余金の配当方法

- (1) 利用分量配当… 施設等の利用の程度に応じて支払われる配当
- (2) 従事分量配当… 事業に従事した日数、時間等に応じて支払われる配当
- (3) 出資配当 ……… 年7%以内で出資金の額に応じて支払われる配当

5 その他

従事分量配当の消費税法上の取扱いについては、こちらを参照。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/120227/01.htm>